

児童福祉施設等における 建築基準法の運用について

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課
建築確認検査グループ
TEL 053-457-2472



1. 確認申請について

- ・施設を新築、増築等を行う場合に、建築物が建築基準法関係規定に適合しているか、市や民間の確認検査機関に確認してもらう手続きのこと。

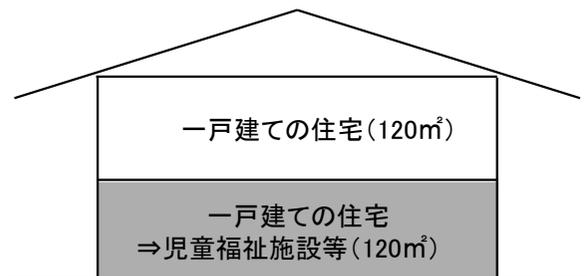
建築基準法の確認を受けないと・・・

- ・建物の使用禁止
 - ・大規模な是正工事
- が必要となることがあります！

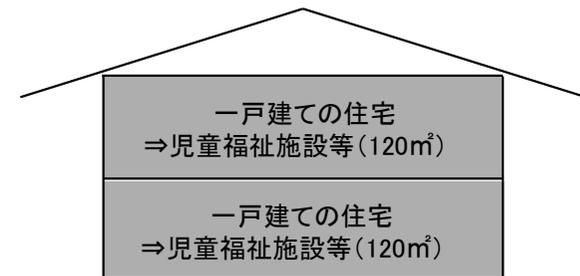
- ・既存の建築物の用途を変更し、児童福祉施設等を営業する場合においても、用途を変更する面積が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要となります。

**確認申請が不要な場合であっても、建築基準関係規定を遵守する必要があります！
まずは建築士に相談を！**

(例)  用途変更部分



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えないため、
申請不要
※建築基準関係規定は
遵守する必要があります



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えるため、
申請必要

2. 児童福祉施設等に必要な設備の例

・「児童福祉施設等」には、安全に避難するために規模等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となります。

○排煙設備

火災時に発生する有毒な煙を排出して、避難経路を確保するのが排煙設備です。

排煙設備は、窓による自然排煙設備と、ファンにより煙を排出する機械排煙設備があります。

○防火上主要な間仕切壁

火災時に安全に避難できること、火災の急激な拡大を抑えること等を目的に一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分との区画をする壁のことです。

○非常用照明

災害時に停電しても避難活動を可能にするために、取り付けられる非常用照明器具です。

非常用照明は、停電の際、自動的に非常電源に切り替わり点灯します。

○防火戸

火災時に発生する有毒な煙や炎を遮断し、避難経路を確保するのが防火戸です。

常時閉鎖式防火戸と煙や熱を感知して閉鎖する随時閉鎖式防火戸があります。

○階段寸法

2階以上の部分を児童福祉施設等(2階以上の部分を事務室等)として使用する場合には、利用者が安全に避難できるようにするために、緩やかで昇降しやすい階段が必要となり、大規模な改修工事が伴う場合があります。



(バッテリー内蔵式非常用照明装置の例)



(常時閉鎖式防火戸の例)



(自然排煙設備の例)



(防火上主要な間仕切壁の例)